

藤沢市教育委員会会議規則の一部改正について
藤沢市教育委員会会議規則を次のように改正する。

2013年（平成25年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2013年（平成25年）4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、教育委員会会議の議事の運営に関する事項について、規定の整備をする必要による。

藤沢市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会会議規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する

第4条第2項を次のように改める。

2 定例会は、原則として毎月1回これを招集する。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会会議規則(昭和32年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和32年3月13日 教委規則第2号</p> <p>（定例会及臨時会）</p> <p>第4条 会議は，定例会及び臨時会とする。</p> <p><u>2 定例会は，原則として毎月1回これを招集する。</u></p> <p>3 臨時会は，委員長が必要があると認めたときに招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成25年教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は，平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市教育委員会会議規則</p> <p style="text-align: right;">昭和32年3月13日 教委規則第2号</p> <p>（定例会及臨時会）</p> <p>第4条 会議は，定例会及び臨時会とする。</p> <p><u>2 定例会は，毎月第2金曜日に招集しなければならない。ただし，特別の事情がある場合は委員長は，これを変更することができる。</u></p> <p>3 臨時会は，委員長が必要があると認めたときに招集する。</p>